（搬出しようとする土壌の調査）

第五十九条　法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（以下「掘削前調査の方法」という。）

二　要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

2　掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一　土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区分する方法により区分すること。

二　前号の規定により区分された区画の中心（当該区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次の土壌の採取を行うこと。

イ　表層の土壌

ロ　深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

ハ　地表から深さ五十センチメートルの土壌

ニ　深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌

ホ　帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ヘ　掘削の対象となる部分の深さの土壌

ト　汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌

三　前号の規定により採取されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては、深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から五十センチメートルまでの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌（深さ五十センチメートルの土壌及び前号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

3　掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一　掘削した土壌を、百立方メートル以下ごとに区分すること。

二　前号の規定により区分された土壌のすべてについて、当該土壌の任意の五地点の土壌を採取すること。

三　前号の規定により採取された五地点の土壌のうち任意の一地点の土壌に水を加えた検液に溶出する第一種特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

四　第二号の規定により採取された五地点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

五　前号の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

第六十条　法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　要措置区域等の所在地

三　法第十六条第一項の調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類

四　掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

五　掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六　認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七　認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2　都道府県知事は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一　掘削前調査の方法　前条第二項第二号の規定に基づき採取された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同項第三号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る前条第二項第二号の区画内の土壌（当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）

二　掘削後調査の方法　前条第三項第三号及び第六号の測定においてこれらの測定に係る土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係る同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壌

（汚染土壌の搬出の届出）

第六十一条　法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

二　搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し

三　汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

四　運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

五　汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

六　汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号において同じ。）の写し